

国見町告示第41号

国見町農林業振興事業に係る農地渇水・高温対策事業実施要領を次のとおり定める。

令和7年5月23日

国見町長 村上 利通

国見町農林業振興事業に係る農地渇水・高温対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国見町農林業振興事業補助金（農地渇水・高温対策事業）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金交付基準)

第2条 補助対象事業並びに補助対象基準及び補助単価は別表のとおりとする。ただし、この事業以外に補助金を受ける場合は、その差額の範囲内において助成する。

(補助対象地及び事業主体)

第3条 補助対象地は国見町内の農業用地とし、事業主体は認定農業者又は認定新規就農者とする。

(経費配分の変更)

第4条 事業主体は、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、経費の増額が認められるのは補助対象経費のうち、水源確保（井戸掘削）費用で掘削深度の延伸に要する費用とする。

(その他)

第5条 その他、この要領に定めがない事項については町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月23日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象基準	補助単価
農地渇水・高温対策事業	1 申請は、同一年度内において1回限りとする。 2 補助対象経費は、渇水・高温対策が期待できる設備等の導入費用及び水源確保（井戸掘削）費用等とする。 3 補助対象外となる経費は、水源確保（井戸掘削）費用のうち、事前調査費及び試掘に要した費用、掘削した井戸の水量等が水源としての役割を果たすことができない場合の掘削等に要した費用等とする。 4 申請書には経費の内容が分かる見積書、施工図又は設備等の配置図（水源確保（井戸掘削）のみの場合を除く。）、ほ場等の所在を示す位置図、その他、町長が必要と認める書類を提出すること。	補助金は予算の範囲内で交付するものとし、認定農業者は、補助対象経費の3分の1以内で限度額は150,000円とする。認定新規就農者は、補助対象経費の3分の2以内で限度額は300,000円とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。